

## 平成27年度公正取引委員会調達改善計画（要約版）

平成27年3月31日  
公正取引委員会

平成27年度公正取引委員会調達改善計画について、以下のとおり策定する。

### 1 調達改善計画の目的

調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ねることとし、透明性、外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に取り組み、推進することとする。

### 2 調達の現状分析

公正取引委員会は、多くの財・サービスを調達して行う事業は実施していない。そのため、財・サービスの調達について、その内容は年度によって大きく変化することはなく、経費の構成もおおむね同じである。公正取引委員会は、自己の調達に係る特性を踏まえた上で、これまで事務費において調達改善の効果を上げてきたところであるが、このような取組が一巡していることから、今年度は、調達の手法の更なる発展について重点的に取組を実施する。

### 3 重点的に調達改善に取り組む分野

下記の調達への取組を次のように実施する。

区分	対象	取組内容
随意契約	競争性の更なる向上	競争参加者の増加を図り、より多くの事業者から見積書を徴するとともに、条件を付して調達するものについては、当該条件の必要性を十分に検討する。
特命随意契約	適正な価格での調達	より適切な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし、可能な場合は、条件、価格等に関する交渉を実施する。また、供給者が特定一者である場合は、他の財・サービスによる代替の可能性等を十分に検討する。

### 4 継続的な取組等

実施する内容は、次のとおりである。

区分	対象	取組内容
調達手続、契約内容等の審査等	随意契約の事前審査の実施	引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。
	契約の事後検証の実施	引き続き、契約監視委員会において、外部有識者による検証を実施し、次回以降の調達の改善を図る。
一者応札の解消	入札不参加者に対するヒア	入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、分析することで次回以降の調達に活用

区分	対象	取組内容
	リングの実施	する。 なお、供給者が特定一者である場合は、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等の交渉を実施する。
汎用的な物品、役務	共同調達の大・品目の増加	既に実施済みの14品目を継続して実施するとともに、地方事務所及び支所も含め、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。

## 5 その他の取組

実施する内容は、次のとおりである。

項目	取組内容
調達事務に係る研修、検討会等の実施	調達事務を担当する職員に対する研修を実施するほか、調達改善の事例等をイントラネットに掲示する。
他府省庁等の優良改善事例の研究	他府省庁等の優良改善事例を研究し、公正取引委員会に置ける調達改善の参考とする。

## 6 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4月～9月）終了及び年度終了後に取りまとめる。

## 7 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

## 8 推進体制

項目	取組内容
推進体制	調達改善計画の策定、自己評価の実施等、調達改善を推進するため、官房総括審議官をトップとする調達改善推進チームを設置する。
外部有識者の活用	取組の推進に当たっては公正取引委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

## 9 その他

調達改善計画に関する取組状況等については、公正取引委員会のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

以上